

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月6日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第4号

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。